

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 15 時 00 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 (1 / 15)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 3 0 1 報)

2024 年 1 月 19 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 3 月 1 1 日 1 6 時 3 6 分 (2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [1月19日11時00分現在] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 1月18日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 1月17日、1月18日] ・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 12月1日、12月5日、1月16日、1月18日] ・海水分析結果<港湾内> [採取日 1月18日] ・海水分析結果<発電所から3km以内> [採取日 1月7日、1月18日] ・1号機、2号機放水路 分析結果 [採取日 1月17日] <ul style="list-style-type: none"> ・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。 ・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。 ・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。 <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有り・無し (注 4)</p>
その他の事項の対応 (注 5)	なし

(2/15)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

3/15

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2024年1月19日 11:00現在

2024年1月19日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一発電推進カンパニー

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.5 m ³ /h CS系: 1.3 m ³ /h	給水系: 1.3 m ³ /h CS系: 0.0 m ³ /h	給水系: 1.9 m ³ /h CS系: 1.9 m ³ /h	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 17.4 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 15.0 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 16.9 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 26.7 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 31.0 °C	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 19.7 °C RPV個別ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 19.6 °C	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 17.0 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 16.9 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 26.9 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 27.1 °C	PCV温度 (TE-16-002): 18.3 °C 格納容器空胴格納空気温度 (TE-16-114F#1): 19.1 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.24 kPa g	1.09 kPa g	0.52 kPa g	
窒素注入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm ³ /h (RVH-B): 16.07 Nm ³ /h (JP-A): 14.73 Nm ³ /h (JP-B): - Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	RPV-A: 6.25 Nm ³ /h RPV-B: 6.12 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	RPV-A: 7.51 Nm ³ /h RPV-B: 7.61 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	26.4 m ³ /h	18.42 Nm ³ /h	21.78 Nm ³ /h	
原子炉格納容器 水系流量 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol%	A系: 0.04 vol% B系: 0.00 vol%	A系: 0.23 vol% B系: 0.21 vol%	
原子炉格納容器 放射能濃度 IXe135) ※2	A系: 指示値 1.34E-03 Bq/cm ³ 検出限界値 4.79E-04 B系: 指示値 1.19E-03 Bq/cm ³ 検出限界値 3.68E-04	A系: 指示値 ND Bq/cm ³ 検出限界値 1.2E-01 B系: 指示値 ND Bq/cm ³ 検出限界値 1.2E-01	A系: 指示値 ND Bq/cm ³ 検出限界値 1.9E-01 B系: 指示値 ND Bq/cm ³ 検出限界値 1.9E-01	
使用済燃料プール 水温度	19.5 °C	18.7 °C		※5
FPC 冷却水の 水位	3.41 m	3.09 m	3.78 m	29.9 X100mm

【注】単位は、SI単位系を基本とし、必要に応じて、本表に記載されている単位に換算されている。

※1: 原子炉格納容器内の排気流量は、計測器により測定される場合がある。

※2: 放射能濃度は、原子炉格納容器内の放射能濃度を示す。単位は、Bq/cm³である。

※3: 窒素注入流量は、原子炉格納容器内の窒素注入流量を示す。単位は、Nm³/hである。

※4: 窒素注入流量は、原子炉格納容器内の窒素注入流量を示す。単位は、Nm³/hである。

※5: 全長約10m、直径約1.0mの円筒形容器である。

【重要事項】
各計測器については、計測やその後の不安定な動作等により、誤った計測結果を示す可能性がある。計測結果を確認し、必要に応じて、計測器の校正や交換を行う。また、計測結果の信頼性を確保するために、計測結果の記録やバックアップを行う。計測結果の信頼性を確保するために、計測結果の記録やバックアップを行う。

2024年1月19日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2024/01/18 06:55	< 4.8E+00	< 4.2E+00	< 5.2E+00
プロセス主建屋北東	2024/01/18 07:30	< 5.2E+00	< 5.4E+00	< 5.2E+00
プロセス主建屋南東	2024/01/18 07:35	< 4.6E+00	< 3.9E+00	< 5.1E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2024/01/18 07:25	< 3.8E+00	< 5.4E+00	< 5.5E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
冷却工作建屋西側	2024/01/18 07:20	< 6.1E+00	< 5.8E+00	4.3E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2024/01/18 07:15	< 4.6E+00	< 5.4E+00	< 5.6E+00
サイトバンカ建屋南東	2024/01/18 07:40	< 4.0E+00	< 3.9E+00	< 5.1E+00

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{+O}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読み。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

2024年1月19日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2024/01/18 07:13	3.1E+00	< 5.9E-01	1.9E+00
物揚場排水路	2024/01/18 07:04	< 3.2E+00	< 4.5E-01	7.6E-01
K排水路	2024/01/18 06:00	3.7E+00	< 5.4E-01	2.2E+00
BC排水路	2024/01/18 06:00	< 3.1E+00	< 4.2E-01	< 4.9E-01
D排水路	2024/01/18 07:09	< 2.5E+00	< 6.0E-01	< 6.2E-01
5,6号機排水路 ^{※1}	—	—	—	—

・不等号 (<) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10^{±O}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は0 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

2024年1月19日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

構内排水路 分析結果 (全β・H-3・Y)

採取地点	採取日時	分析項目				
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
A排水路	2024/01/17 06:40	3.8E+00	< 7.6E+00	< 4.8E-01	1.9E+00	
物揚場排水路	2024/01/17 06:50	< 3.0E+00	9.0E+00	< 5.9E-01	< 6.8E-01	
K排水路	2024/01/17 06:00	3.9E+00	8.5E+01	< 8.2E-01	2.6E+00	
BC排水路	2024/01/17 06:00	< 3.3E+00	< 7.6E+00	< 4.6E-01	< 4.5E-01	
D排水路	2024/01/17 06:45	< 3.3E+00	< 6.6E+00	< 4.6E-01	< 4.8E-01	
5,6号機排水路*1	—	—	—	—	—	

・不符号 (<:小振り) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{±O}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は0 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

・H-3以外は既にお知らせ済み。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

7/15

2024年1月19日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	その他観測核種				Cs-137 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Rf-106 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	塩素 (ppm)
			Mn-54 (Bq/L)	Rf-106 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)							
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-3-2	2024/01/18 07:05	2.9E+01	< 1.4E-01	< 2.1E-01	< 2.1E+00	< 8.4E-01	< 2.4E-01	5.5E+00	-	-	-	-	
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-9 ※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

・不検号 (<:小検り) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
 ・O.E±Oとは、O.O×10^{±0}であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読み取ります。
 ※1 No.1-9は、取水器による採取であるため、V測定は実施せず、査察は参考値としてる後に測定。

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目						Cs-137 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/g)	塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	Ni-54 (Bq/L)	Co-50 (Bq/L)	Mn-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	その他核種放射線			
1,2号機ウエルポイント 汲み上げ水										
No.2	2024/01/18 07:22	2.1E+02	< 2.5E-01	< 3.3E-01	< 2.5E+00	< 8.3E-01	< 3.2E-01	1.3E+00		
No.2-2	2024/01/18 07:30	1.8E+02	< 9.1E-01	< 1.3E+00	< 1.3E+01	< 5.8E+00	< 1.4E+00	5.9E+01		
No.2-3	2024/01/18 07:26	4.7E+04	< 4.1E-01	< 5.0E-01	< 5.1E+00	< 1.6E+00	< 5.1E-01	8.3E+00		
No.2-5 *1										
No.2-6										
No.2-7										
No.2-8	2024/01/18 07:18	3.7E+03	< 2.2E-01	< 3.3E-01	< 2.7E+00	< 1.0E+00	< 3.5E-01	3.7E+00		
2,3号機改修ウエル 汲み上げ水										
No.3	2024/01/18 07:00	3.9E+02	< 2.8E-01	< 3.8E-01	< 5.3E+00	< 2.2E+00	1.2E+00	7.8E+01		
No.3-2	2024/01/18 07:35	6.5E+02	< 1.7E+00	< 2.2E+00	< 1.5E+01	< 5.4E+00	< 1.7E+00	7.2E+00		
No.3-3	2024/01/18 07:40	1.4E+03	< 3.8E+00	< 5.2E+00	< 4.7E+01	< 1.8E+01	< 3.9E+00	1.7E+02		
No.3-4	2024/01/18 07:10	2.2E+01	< 1.2E+00	< 1.1E+00	< 8.1E+00	< 3.2E+00	< 1.2E+00	6.5E+00		
No.3-5 *2	2024/01/18 07:13	3.0E+01							2.2E+02	
3,4号機改修ウエル 汲み上げ水										

*不検号(く:小振り)は、検出限界値未満 (ND)を表す。

*測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

*O.E±Oとは、O.O×10⁰であることを意味する。

(例) 3.1E+01は、3.1×10¹で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

*2 No.2-5、No.3-5は、検水結果による採取であるため、測定は実施せず、全βは参考値として測定後に測定。

2024年1月19日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目											
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)			
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	2024/01/16 07:05	1.6E+04	2.3E+04	< 2.9E-01	< 3.3E-01	< 3.6E+00	< 1.7E+00	7.9E-01	4.1E+01	-	-	-	-
No.1-6	2024/01/16 07:25	1.6E+06	8.0E+02	< 9.1E+01	< 6.4E+01	< 4.3E+03	< 2.2E+03	1.0E+04	5.7E+05	-	-	-	-
No.1-8	2024/01/16 07:15	9.6E+03	3.6E+03	< 1.2E+00	< 1.8E+00	< 2.1E+01	< 9.9E+00	2.7E+00	1.4E+02	-	-	-	-
No.1-9 ※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-11	2024/01/16 07:20	1.1E+02	6.4E+02	< 2.3E-01	< 2.6E-01	< 2.6E+00	< 8.9E-01	< 3.5E-01	9.8E+00	-	-	-	-
No.1-12	2024/01/16 07:30	9.5E+02	1.6E+04	< 1.0E+00	< 1.1E+00	< 1.9E+01	< 1.0E+01	6.6E+00	3.8E+02	-	-	-	-
No.1-14	2024/01/16 07:40	8.5E+03	8.7E+03	< 2.3E-01	< 2.4E-01	< 2.8E+00	< 1.0E+00	2.8E-01	1.4E+01	-	-	-	-
No.1-16	2024/01/16 07:35	5.2E+04	2.6E+02	< 4.1E-01	< 3.3E-01	< 5.7E+00	< 2.4E+00	1.7E+00	7.6E+01	-	-	-	-
No.1-17	2024/01/16 07:10	1.3E+05	1.0E+03	< 4.1E-01	< 3.9E-01	< 5.2E+00	< 2.1E+00	< 5.9E-01	1.0E+01	-	-	-	-

・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
 ・0.0E+00とは、0.0x10⁰であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1x10¹で31、3.1E+00は3.1x10⁰で3.1、3.1E-01は3.1x10⁻¹で0.31と読み。
 ・H-3以外は測定値が0未満となる場合、測定値は0と表示する。全βは参考値としての値に測定。
 ※1 No.1-9は、取水器による現象であるため、測定は実施せず。全βは参考値としての値に測定。

10/15

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目							Cs-137 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	濃度 (ppm)
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	その他放射性核種			
1,2号観測ポイント 汲み上げ水	2024/01/16 07:50	4.5E+04	5.5E+03	< 4.6E-01	< 3.0E-01	< 5.2E+00	< 1.7E+00	< 4.9E-01	8.1E-01	-	
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2,3号観測ポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3,4号観測ポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

・不等号 (<) : 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・測定対象が中止の項目は「-」と記す。
 ・O.O.B.O.とは、 $O.O \times 10^{+0}$ であることを意味する。
 (例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で 31 、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で 3.1 、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で 0.31 に相当。
 ・H-3以外の項目は国にお知らせ済み。
 ※2 No.2-5、No.3-5は、採取量による採取であるため、γ測定は実施せず、全βは参考値としてご報告とさせていただきます。

2024年1月19日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Sr・Y・塩素)

採取地点	採取日時	分析項目										塩素 (ppm)		
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他γ線放出核種			
No.1	2023/12/01 07:40	1.6E+04	2.4E+04	1.4E+04	< 3.4E-01	< 4.1E-01	< 3.8E+00	< 1.3E+00	< 4.1E-01	3.3E+00	—	—	—	—
No.1-6	2023/12/01 08:00	1.5E+06	6.1E+02	6.9E+05	< 8.4E+01	< 8.1E+01	< 4.0E+03	< 2.1E+03	9.7E+03	5.0E+05	—	—	—	—
No.1-8	2023/12/05 07:25	9.6E+03	3.8E+03	6.5E+03	< 2.0E+00	< 2.5E+00	< 3.0E+01	< 1.2E+01	4.5E+00	2.3E+02	—	—	—	—
No.1-9 ※1	2023/12/01 07:30	4.4E+01	7.5E+02	2.4E+01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9.7E+01
No.1-11	2023/12/01 07:35	1.8E+02	5.5E+02	8.1E+01	< 3.0E-01	< 3.5E-01	< 3.7E+00	< 1.7E+00	6.9E-01	4.3E+01	—	—	—	—
No.1-12	2023/12/01 07:50	5.9E+02	1.6E+04	3.0E+02	< 8.5E-01	< 9.1E-01	< 1.4E+01	< 6.8E+00	3.1E+00	1.5E+02	—	—	—	—
No.1-14	2023/12/01 08:30	6.2E+03	1.0E+04	5.1E+03	< 2.3E-01	< 2.3E-01	< 3.0E+00	< 1.3E+00	7.6E-01	4.2E+01	—	—	—	—
No.1-16	2023/12/01 07:55	6.8E+04	3.5E+02	6.5E+04	< 4.8E-01	< 4.0E-01	< 6.0E+00	< 2.9E+00	1.2E+00	4.2E+01	—	—	—	—
No.1-17	2023/12/01 07:45	1.1E+05	8.3E+02	1.1E+05	< 5.1E-01	< 4.4E-01	< 6.5E+00	< 2.4E+00	8.4E-01	3.0E+01	—	—	—	—

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10^{±O}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・Sr-90以外は概にお知らせ済み。

※1 No.1-9は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としての過後に測定。

11/15

12/15

2024年1月19日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5号機取水口前	2024/01/18 07:20	1.3E+01	< 3.0E-01	< 2.9E-01
1F 物揚場前	2024/01/18 07:00	< 1.2E+01	< 3.0E-01	< 2.8E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2024/01/18 06:55	< 1.2E+01	< 3.3E-01	< 3.4E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2024/01/18 06:56	< 1.2E+01	< 3.4E-01	2.6E+00
1F 港湾口	2024/01/18 06:46	< 1.3E+01	< 3.3E-01	< 2.8E-01
1F 港湾中央	2024/01/18 06:37	1.3E+01	< 3.1E-01	< 2.9E-01
1F 港湾内東側	2024/01/18 06:40	< 1.3E+01	< 3.1E-01	< 2.4E-01
1F 港湾内西側	2024/01/18 06:35	< 1.3E+01	< 2.6E-01	< 2.7E-01
1F 港湾内北側	2024/01/18 06:32	< 1.3E+01	< 3.2E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内南側	2024/01/18 06:43	< 1.3E+01	< 2.8E-01	< 2.5E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{*1}			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

13/15

2024年1月19日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<発電所から3km以内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2024/01/18 06:30	—	< 6.3E-01	< 6.7E-01
1F 南放水口付近 (T-2)	2024/01/18 07:15	1.1E+01	< 6.5E-01	< 7.6E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{※1}			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134、Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について (日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

14/5

2024年1月19日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<発電所から3km以内> (全β・H-3・γ)

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 ※2 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2024/01/07 06:40	—	—	< 6.6E-01	< 4.8E-01
1F 南放水口付近 (T-2) (注)	2024/01/07 06:20	1.2E+01	< 3.3E-01	< 7.4E-01	< 8.4E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン*1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

- ・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。
- ・(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
- ・H-3以外は既にお知らせ済み。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、H-3, Cs-134, Cs-137の指標

※2 検出限界値0.1Bq/Lまたは0.4Bq/Lで分析を実施。

月1回の頻度(原則、毎月第2月曜日に試料採取)で実施する検出限界値0.1Bq/Lでの分析では、検出限界値未満 (ND) が0.1Bq/L未満となる。検出限界値0.4Bq/Lでの分析では、検出限界値未満 (ND) が0.1Bq/L以上0.4Bq/L未満となる。

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について (日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

(注) 地下水バイパス排水の遡潮採取した「南放水口付近海水」については、トリチウムの分析も行っている。

(2014年10月19日以降)

2024年1月19日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

1号機, 2号機放水路 分析結果

採取地点	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機放水路立坑水	上流側	1.3E+04	1.7E+02	1.8E+02	1.0E+04
	下流側	2.8E+03	5.8E+02	< 9.5E+00	6.8E+02
2号機放水路立坑水	上流側	1.5E+03	8.1E+01	2.1E+01	1.1E+03
	下流側	1.4E+02	< 7.7E+01	< 7.6E+00	2.6E+01

・不等号 (<:小なり) は, 検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E±0とは, $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

15/15

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 15 時 00分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 3 0 2 報)

2024 年 1 月 19 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 3 月 1. 1 日 1 6 時 3 6 分 (2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 5 3 0 0 報でお知らせしたとおり, サブドレン他水処理施設一時貯水タンク G に貯水していた水について, 本日以下のとおり排水を実施しました。 ・排水開始 : 1 0 時 2 8 分 ・排水終了 : 1 3 時 3 1 分 ・排水量 : 4 5 4 m ³ 排水状況については, 漏えい等の異常がないことを確認しております。 【公表区分: E】 ※添付の有り・無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。